ポリ塩化アルミニウム購入仕様書

（一　般）

第１条　本仕様書にて購入するポリ塩化アルミニウム（以下「ＰＡＣ」という）は、大阪府東部流域下水道事務所所管の水みらいセンターにおいて主に凝集剤として使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第２条　受注者は、ＰＡＣの納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品　質）

第３条　本仕様書に基づき納入するＰＡＣの規格は、下記の品質規格に適合すること。

項　　目	規　　格
外観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重（20℃）	１．１９以上
酸化アルミニウム(Al_2O_3)　ｗｔ％	１０．０～１１．０
塩基度　ｗｔ％	４５～６５
ｐＨ値(10g/L 溶液)	３．５～５．０
硫酸イオン(SO_4^{2-})　ｗｔ％	３．５以下

（品質の検査）

第４条　受注者は、前条に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない

２　前項の分析試験結果書は、公的な試験機関又は計量証明事業登録（濃度）を受けた事業所において提出日より 6 ヶ月以内に発行されたものに限る。

３　受注者は、発注者から指示があった場合は、発注者立会いのうえ、試料の採取を行い、前条の品質規格に適合していることを確認するための試験を行い、分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。

４　納入したＰＡＣが、前条の品質規格に適合しない場合、貯蔵槽へ圧送してはならない。万一、貯蔵槽へ圧送した場合は受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽に残存しているＰＡＣと前条の品質規格に適合しないＰＡＣが混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水みらいセンターの運転管理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

５　受注者は、前条の品質規格に適合しないＰＡＣを納入したことが分析結果書等において確認できたときは、水みらいセンター等の運転管理上の不具合等を解消するための措置を講じなければならない。

（納　入）

第５条　納入場所は、下表のとおりとする。

（鴻池管理センター）

納入場所	住　　所
鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町１番18号
なわて水みらいセンター	四條畷市砂四丁目１番13号

（川俣管理センター）

納入場所	住　　所
川俣水みらいセンター	東大阪市川俣二丁目１番１号
竜華水みらいセンター	八尾市龍華町二丁目２番55号

（渚管理センター）

納入場所	住　　所
渚水みらいセンター	枚方市渚内野四丁目10番１号

２　受注者は、納入に先立って発注者に納入日時の指示を受け、その指示された日時にＰＡＣを納入しなければならない。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前９時から午後４時までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。なお、発注者の指示どおり物品を納入できないとき又は納入できない恐れがある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

３　受注者は、契約締結後速やかに次の各号に揚げる次項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得なければならない。

（１）納入に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の選任

（２）運搬経路図

（３）計量証明事業登録証（質量）、計量器検査成績書（２年以内に発行されたものに限る。）の写し

（４）受注者及び製造会社の休日表

（５）緊急時の連絡体制表

（６）納入手順書

（７）分析試験結果書（第４条第１項）

（８）製品安全データシート（ＭＳＤＳ）

（９）別途、発注者が求めるもの。

４　受注者は、前項第（６）号の納入手順書を、発注者と協議のうえ作成し、これに基づいて作業を行うものとする。なお、使用する車両は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 15 の規定による車種規制適合車等であること。

５　受注者は、納入の都度、次の書類を発注者に提出すること。

（１）　第３条のロット毎に発行された分析表（自社分析可）

（２）　計量証明書（第３項第３号の計量証明事業登録証に記載されている計量所において計量したものに限る。）、及び納品書または送付書

６　取扱責任者は、納入に当たり、発注者と受入装置、受入方法及びその他場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入従事者に指導教育を行わなければならない。なお、納入従事者は、指導教育及び訓練を受けた者でなければならない。

７　納入場所における事故について、遅滞なく発注者に届け出するとともに、受注者の責任において解決すること。また、本府施設に損傷を与えた場合は、遅滞なく発注者に届け出するとともに、受注者が原状復旧すること。

（納入の検査）

第６条　受注者はＰＡＣを納入したときは、納入場所毎に、品名、数量等を記した納品書を提出するとともに、発注者の検査を受けなければならない。

２　受注者は前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに自己の費用をもってこれに適合する他品と取り替えなければならない。この場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償の発生が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

３　受注者は、前項の規定による取り替えを行ったときは、発注者の再検査を受けなければならない。この場合においては、前２項の規定を準用する。

４　第１項及び第３項の検査に要する費用は受注者の負担とする。

（設　備）

第７条　受注者は、納入用ホースについて、圧送時の最大圧力（タンクローリー安全弁の吹き出し圧力・最大 0.18MPa）の 1.5 倍以上の圧力で実施した耐圧試験に合格したものを使用しなければならない。

２ 受注者は、納入用ホースの耐圧管理等に責任を持ってあたらなければならない。

３ 受注者は、タンクローリーの納入用ホースと、下記に示す本府受入口とを接続するアダプター管を、必要に応じて納入時に用意しなければならない。

機場名	受入口形状
鴻池水みらいセンター	機械棟　　５０Ａ１０Ｋフランジ 既設水処理　５０Ａ１０Ｋフランジ 第二水処理　５０Ａ１０Ｋフランジ
なわて水みらいセンター	水処理　５０Ａ１０Ｋフランジ
川俣水みらいセンター	Ｂ系汚泥処理棟　５０Ａ１０Ｋフランジ Ａ系汚泥処理棟　５０Ａ１０Ｋフランジ
竜華水みらいセンター	水処理　５０Ａ１０Ｋフランジ
渚水みらいセンター	水処理　５０Ａ１０Ｋフランジ

４ アダプター管は、納入用ホースと直接接続するものとし、継ぎ足しホース

等の使用は一切認めない。

（貯蔵槽への圧送）

第８条　受注者は、ＰＡＣを圧送するとき、納入従事者に保護具等を必ず着用させなければならない。

（購入予定数量）

第９条　購入予定数量は、下記表のとおりとするが、処理水量、水質などによる運転状態等により、購入数量は変動する。数量はｋｇ（液体重量）とする。

納入場所	購入予定数量（キログラム）	月間最大購入予定数量（ｷﾛｸﾞﾗﾑ）	1回当りの購入予定数量（ｷﾛｸﾞﾗﾑ）
鴻池水みらいセンター	147,000	40,000	機械棟10,000 既設水処理10,000 第二水処理10,000
なわて水みらいセンター	22,000	5,000	5,000
川俣水みらいセンター	776,000	86,400	4,000～7,200
竜華水みらいセンター	83,000	8,400	4,000～8,400
渚水みらいセンター	64,000	25,000	6,000
合　　計	1,092,000	164,800	－

（納入代金の請求）

第 10 条　受注者は、第６条の検査に合格したＰＡＣを納入したときは、第５条に示す管理センター毎の数量を１か月毎に集計し、契約金額を乗じた額（計算過程で生じた１円未満の端数は切り捨てるものとする。）の支払を発注者に請求することができる。

（履行期間）

第 11 条　履行期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日とする。

（緊急時の対応）

第 12 条　緊急に納入を依頼または取り消しする場合があるので、受注者はこれに応じられる体制を整えておくこと。

（契約の解除）

第 13 条　納入されたＰＡＣを使用することにより、水みらいセンターで運転管理上に支障が生じる事態が発生し、発注者からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

（疑義等の決定）

第 14 条　この仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。